



関係業界からのヒアリングについて

令和 8 年 9 月 15 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

検討の流れ

第1回 (R8.7.27)

ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 廃棄物処理法や条例に基づく保管基準等を参考としつつ、基準を検討
- ② 使用済鉛蓄電池と家電4品目に係る基準等の方向性を検討

第2回 (R8.9.2)

「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方 自治体へのヒアリング・・・千葉県と三重県へのヒアリング

第3回 (R8.9.15)

事業者団体へのヒアリング（物品の保管、再生や他法令への対応の実態）

第4回以降



ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 物品の特性に応じた適切な基準の整理（使用済鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電4品目など）
- ② 保管、再生の基準に係る政省令の内容に関する整理
- ③ 政省令の内容を踏まえたガイドラインの内容に関する整理
- ④ その他、明確化すべき技術的事項

完成品の製造工程等の定義の整理

- ⑤ 「完成品の製造工程」、「再生原料」を明確化するための情報の整理
- ⑥ 公的な規格や第三者機関による認証の活用に係る検討

ヒアリングのスケジュール



時間	委員・オブザーバー等	素材等
10:00-10:10	開会 ヒアリングの趣旨説明（環境省）	
10:10-10:20	電池サプライチェーン協議会	電池
10:20-10:30	日本アルミニウム合金協会・日本アルミニウム協会	アルミニウム
10:30-10:40	日本鑄造協会	鑄物
10:40-11:10	QA①	
11:10-11:25	日本鋳業協会	銅、鉛、亜鉛
11:25-11:30	全国鉛錫加工団体協議会	鉛
11:30-11:50	QA②	
11:50-12:00	関東プラスチックリサイクル協同組合	プラスチック
12:00-12:10	QA③	
14:00-14:10	日本鉄リサイクル工業会	鉄
14:10-14:20	日本鉄鋼連盟	鉄
14:20-14:30	非鉄金属リサイクル全国連合会	鉄・非鉄
14:30-15:00	QA④	
15:00-15:10	軽金属同友会	アルミニウム
15:10-15:20	日本自動車リサイクル機構	自動車
15:20-15:40	QA⑤	
15:40-15:50	全日本プラスチックリサイクル工業会	プラスチック
15:50-16:00	日本プラスチック有効利用組合	プラスチック
16:00-16:20	QA⑥	
16:20-16:30	全体を通してのQA 閉会	

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制度の概要

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。(第17条の2 関係)
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。(第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16 関係)

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。

<許可対象となる事業>

◆ **保管**（譲渡のためのもの）



◆ **再生**（切断、圧縮、破砕、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ① 事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ② 国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③ 完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例> ※詳細は政省令で定める

- ・ 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
- ・ 事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・ 申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・ 申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- ・ **保管、再生の基準の遵守**
- ・ 帳簿の作成 等

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- ・ 平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

本日のヒアリングの趣旨

- 環境対策等のコスト負担を回避する不適正ヤードにより、資源循環の関連業界における競争条件が歪められていることから、新たな制度では、不適正ヤードを是正・排除し、公正な競争環境を確保することを目的としている。
- そのため、本制度では、「使用済金属・プラスチック物品」について、適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者のみにスクラップヤード業の許可を与えることとしている。
- 一方、金属やプラスチックのスクラップを扱う業界は多岐にわたり、各関係業界で、「使用済金属・プラスチック物品」の保管・再生の実態が異なると考えられることから、規制対象範囲や基準の検討に当たり、業界実態の把握が必要。
- 本日のヒアリングでは、各関係業界における、以下事項における状況を伺う。
 - ・「使用済金属・プラスチック物品」の保管・再生の実態
 - ・業界として実施している環境保全対策や他法令への対応状況
 - ・「完成品の製造工程」、「再生原料」の考え方
- なお、「完成品の製造工程」については、環境省が法解釈を明確化する上で必要となる判断材料を収集する必要があり（ガイドラインにおいて示す予定の「再生原料」の考え方についても同様）、本日のヒアリングを踏まえ、次回以降の検討会にて環境省の考え方を示す予定。

検討のポイント

検討事項 1 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

1. 「廃棄物処理法（廃棄物や有害使用済機器）」やいわゆる「スクラップヤード条例」を参考にしつつ、どのような基準とすべきか。
2. 使用済みの金属・プラスチック物品（鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電 4 品目など）の特性に応じた適切な基準とはどのようなものか。

ポイント

- ① 物品ごとに、保管業・再生業の実態に即して合理的な基準を定めること。
- ② 都道府県等による事務執行に当たり、基準遵守の判断に必要な情報を示すこと。

検討事項 2 「完成品の製造工程」、「再生原料」について

1. 素材や製品ごとの「完成品の製造工程」、「再生原料」をどのように定義すべきか。
2. 公的な規格や第三者機関による認証などを活用できないか。

ポイント

- ① 事業者、都道府県等の認識に差異が生じない定義とすること。
- ② 規制対象が生活環境保全上の観点から必要な範囲となること。
- ③ 都道府県等による事務執行に当たり、「完成品の製造工程」、「再生原料」の判断に必要な情報を示すこと。

【参考】
第2回検討会 資料1（抜粋）

「完成品の製造工程」の考え方

- 「完成品の製造工程」においては、完成品の品質と製造量を考慮し、必要な**質及び量の製造に適した要適正再生使用済金属・プラスチック物品**に限定して購入されており、こうした製造工程における再生は、**生活環境保全上の支障を生ずる蓋然性が低い**と考えられる。
- ➡ 「完成品の製造工程」の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生は**都道府県知事の許可の対象から除かれている**。

許可対象：要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を業として行おうとする者

＜改正廃棄物処理法第24条の15第1項＞

要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管（**完成品の製造における工程の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管を除く。**（略））を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（略）

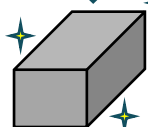


完成品の
製造工程の

要適正再生使用済金属・プラスチック物品とは？ ＜改正廃棄物処理法第2条第9項＞

使用済金属・プラスチック物品★であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、**廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するもの。**

★ ＜改正廃棄物処理法第2条第7項＞ 使用済金属・プラスチック物品：使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの。



完成品

「完成品の製造工程」とは？（案）要検討

主に工業的なプロセス（溶解、溶融、融解、鋳造等）を経て、**品質（規格、純度、形状等）が確保された製品を製造する工程。**

「再生原料」の考え方

- 「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」が再生された結果、**これ以上の規制が必要なくなる状態になった物**を「**再生原料**」と呼ぶこととする（ガイドライン上で位置付ける）。
- 収集された「**再生原料**」の**保管は規制の対象外**となる。

許可対象：要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を業として行おうとする者



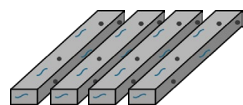
要適正再生使用済金属・プラスチック物品とは？ <改正廃棄物処理法第2条第9項>

使用済金属・プラスチック物品★であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、**廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するもの。**

★ <改正廃棄物処理法第2条第7項> 使用済金属・プラスチック物品：使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの。

再生行為

選別、破碎、圧縮、切断、洗浄等



再生原料

再生原料とは？（案） 要検討

「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」の再生行為により、**収集して保管を行っても生活環境保全上の支障を及ぼす蓋然性が低くなった物**であって、「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」又は「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」に当てはまらない物。

※ ただし、「完成品」の製造までの間に、その原材料は必ず「再生原料」の状態を経るとは限らない。

スクラップヤードにおける保管業又は再生業の範囲（イメージ）

改正廃棄物処理法の規制対象となる者の範囲

